

埼玉県警察名誉師範の称号授与について

昭和56年 3月18日

埼例規第8号・教

警察本部長

埼玉県警察名誉師範の称号授与について（例規通達）

本県警察の柔道、剣道又は逮捕術の振興に貢献した者の功労に報いるため、みだしの称号授与について次のとおり定め、昭和56年3月20日から実施することとしたから、職員に周知されたい。

記

1 称号授与の基準

称号は、埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）第71条に定める主席師範の職にある者が、退職するに際し、次の各号に該当するときに授与する。

(1) 人格、識見ともに優れ、他の模範となると認められる者

(2) 本県警察の術技の指導及び振興に貢献し、特に功績のあつた者

一部改正〔昭和59年第15号、平成6年第48号、12年第43号、令和2年第1214号〕

2 称号授与の内申手続

称号授与の内申は、警察部教養課長が警務部警務課長及び警務部監察官室長との協議により警察本部長（以下「本部長」という。）に対し行うものとする。

3 称号の授与

称号は、本部長が授与し、その際、名誉師範称号贈呈書（別記様式）を交付するものとする。

4 称号の取り消し

本部長は、称号を授与された者が、それにふさわしくない言動又は非行を行つたときは、その称号を取り消すことができる。

実施日

この例規通達は、昭和56年3月20日から実施する。

実施日（昭和59年3月31日埼例規第15号・務）

この例規通達は、昭和59年4月1日から実施する。

実施日（平成6年10月28日埼例規第48号・務）

この例規通達は、平成6年11月1日から実施する。

実施日（平成12年4月28日埼例規第43号・総）

この例規通達は、平成12年5月1日から実施する。

実施日（令和2年10月23日教第1214号）

この通達は、令和2年11月1日から実施する。

【別記様式省略】